

令和5年3月31日 第39号
編集 厚生労働省 社会・援護局
地域福祉課
生活困窮者自立支援室

生活困窮者自立支援制度 ニュースレター

【この号の内容】

1. 自治体短信

- ◆ 静岡県静岡市「医療・福祉・司法 なんでもかんでも相談会」

2. お知らせ・ご報告

- ◆ 室員紹介コーナー
- ◆ 令和5年4月、住居確保給付金の運用が大きく変わります
- ◆ 就労訓練事業の活用促進でSDGsに貢献（経済団体等への協力依頼）
- ◆ 今こそ、電気・都市ガス事業者との連携体制の構築を
- ◆ ままろうよ こころ ～自殺対策施策との連携であなたもゲートキーパー！～
- ◆ ニュースレターへの掲載内容を募集します！

1. 自治体短信

◆ 静岡県静岡市「医療・福祉・司法 なんでもかんでも相談会」

1. なんでもかんでも相談会とは？

- 【主催者】 一般社団法人 静岡市清水医師会
【相談員の構成】 医師、歯科医師、薬剤師、保健師、
歯科衛生士、理学療法士、弁護士、
司法書士、社会福祉士、精神保健福
祉士、保育士、障害者相談支援専門
員、社会保険労務士、外国語通訳、
自治体職員（県、市）
【対象者】 一般市民、さまざまな分野の支援者
【実施規模】 静岡県内
【実施場所】 静岡市清水医師会を拠点に、令和4年度
は県内6会場で開催
【開催頻度】 年6回



（ポスター表面）

（ポスター裏面）

2. 相談会発足のきっかけ

- ・ 静岡市清水区には、その市民性からか、医師会や市内総合病院に多職種の連携協働に理解の深い医師が多かった。
- ・ 2010年から清水区の三者（医師会、歯科医師会、事業者連絡会）による「清水在宅医療・介護・福祉連絡会」が、2013年から区内歯科医院で続いている多職種勉強会「銀さら勉強会」が開始されるなど、地域包括ケアをめぐる人々同士の連携が図られてきた。
- ・ 清水医師会は、2016年に社会福祉士を常駐させた在宅医療・介護相談室を設立した。
- ・ こうした土壌を背景に、2017年に市社協と市医師会、銀さら勉強会が生活困窮支援を目的として起ち上げたユニークな試みが、「医療・福祉・司法なんでもかんでも相談会」（なんでも相談会）である。



3. これまでの取り組み

- ・2017年～開催。当初は年4回。コロナ禍の2019年以降はZoomを活用して継続。
- ・現在は年6回、原則として隔月の第2土曜日、13時から16時前後まで。その後、参加者全員による振り返りを実施。
- ・相談者は毎回平均20組前後。相談員として、医療職福祉職司法職あわせて約50名以上が集結。
- ・2019年より県の助成を受け、全県下に拡大。
- ・下田市、東伊豆町、伊豆市、菊川市、藤枝市等のサテライト会場とZoomにより同時開催。
- ・清水区のセンター会場の専門職がサテライト会場の相談にZoomで入る、あるいは、サテライト会場の専門職をブレイクアウトルームに入れ、清水区の相談ブースに参加してもらう等のメカニクを駆使。



(当日の相談の様子)



(サテライト会場と立体的につながる清水区センター会場の様子)

4. なんでもかんでも相談会の他にはない特色

なんでも相談会には、従前の同趣企画にはない、いくつかの特色がある。

- ・相談当初に社会福祉士・精神保健福祉士によるインテーク（聞きとりと問題点の抽出）を徹底していること
- ・上記ソーシャルワーカーのアセスメント能力や、ネットワークの充実により、地区のソーシャルワーク機能の向上に多大に寄与できること
- ・数多くの専門職（50～60名）が待機することで、インテークによって必要とされる専門職が次々に相談に参加できる立体的、重層的な相談対応を展開していること
- ・それら専門職のソーシャルワーク機能（問題点を的確に抽出し、適切な支援につなごうとする意欲と努力）を向上させる機能を兼ね備えていること
- ・高齢分野だけでなく障害分野にも充実していること（ハイクラスの相談支援専門員2～3名の常時参加）
- ・医療、福祉に加えて司法職（弁護士、司法書士）を支援職種と位置づけ、数多くの弁護士が参加していること（弁護士と医療職が支援を仲立ちにして連携を深めるという構図は全国的にみても例がない）
- ・相談会終了後、相談対応者が一堂に介しての振り返り（反省会）を行っていること
- ・次回の相談会実施時に、前回相談の支援経緯や結果が報告されること

これらの著しい特徴を備えた本相談会は、急性期総合相談のいわば短縮版といえる。専門職が後ろに控えることにより、インテークに当たる社会福祉士、精神保健福祉士の安心感は絶大なものがある。

4. なんでもかんでも相談会の他にはない特色（続き）

一方、医療や司法の専門職にとっても、ただ自らの領域に固執した助言を語るのみではなく、支援チームの輪の中に入り、ともすればなじみの薄かった他職種との連携協働による支援体験を重ねている。これにより、ソーシャルワーク機能に富む専門職を輩出するなど、好ましい成果につながっている。

なんでも相談会でみられる質の高い支援は、有機的で緊密な連携関係を背景にしている。これらの連携は清水区のこれまでのさまざまな連携推進活動の成果であるが、築かれた連携関係のいわば臨床応用がこのなんでも相談会と言うこともできるだろう。

現在の課題として、清水区でほぼ完成された体制を各サテライト地区に応用することの困難さが挙げられる。それぞれの地域には地域なりの特色があり、充実した清水区の人的資源をサテライト地区がなかなか活用しきれないことや、適材適所の専門職配備、複数の地区をまたがったアセスメントや相談員配備がうまくいかないことなども見過ごせない課題である。



（相談対応者の方々）

サテライト地区によっては、虐待認定がうまく行われず、必要な支援が介入できなかった事例がある。また、別の地区では、明らかに他地区の専門職を相談に介在させるべきであったのに、そのまま専門職を一切入れずに相談を終了させてしまった例もあった。

このようなことから、この取組を全県下に拡充させるためには、相談プロセスを徹底したり、全ての相談員に専門職アドバイスの意義をもう一度正しく理解してもらうなど、大きな壁が立ちはだかっていると感じている。

それでも、この相談会をますます維持発展させていこうとするのは「なんでも相談会って参加して楽しいから」というソーシャルワーク機能発揮機会の共有体験ではないだろうか。

【これまでにあった相談事例】

相談内容のあれこれ



**本人は難病(80歳代)
精神疾患のある娘が買い物
依存。借金をどうすれば..**



**相談者は娘さん(40歳代)
父親(70歳代)の手術をし
た病院を訴えたい。医師の
説明に納得がいかない。**



**精神手帳所持の本人
(40歳代)
兄と遺産相続でもめており
虐待も受けている**



**外国人の母親(日本語×)
息子(9歳)が発達障害かも
しれない。
最近是不登校に..**

5. 厚労省職員体験記 ～なんでもかんでも相談会を見学させていただきました～

「相談者に笑顔で帰ってもらいたい」。そんな共通の想いから、様々な職種の方が一堂に集まり、チーム支援を行う。会場の想いあふれる熱量に、まず圧倒されました。1回の相談だけで解決することはできなくても、解決のヒントが見えることで相談者が安心する、その相談者ファーストの視点をもって10年近く活動が続けられているそうです。

この相談会の特徴は、インテークにこそありました。相談開始時は必ず相談援助職が対応し、社会福祉士と精神保健福祉士のペアだけで話を聞くことにしているといいます。その理由は、問題点の本質を紐解かないと適切な専門職、しいては適切な支援につながらないからだ。

よく「連携が重要」と言いますが、分かっている、それを実践することの難しさは多くの現場で感じられていると思います。この相談会で見た光景では、相談員が相談ブースのとなりの大部屋で待機している専門職に「ちょっとすみません、今話を聞いてもらっていいですか？」と気軽に声をかけて、各ブースで進行中の相談に専門職が加わっていくのです。お互いの信頼関係があるからこそ、相談員は気軽に声をかけることもできるし、専門職も安心して話を聞くことができる。その前提にあるのは、みんなが目の前の困っている方の力になりたいという想い＝支援スピリットの共有なのだと感じました。

＼私が行ってきました！／



【相談支援係長・加藤浩一】

相談者のための支援スピリットを持った支援員の方々は、全国どこの地域にも大勢いるはずで。そうした方々が、ちゃんとつながって支援できるようにするために、こういったことができるのか、厚生労働省として考えていきたいと思っています。

2. お知らせ・ご報告

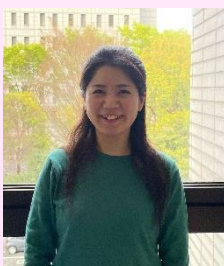
◆ 室員紹介コーナー

日頃、電話やメールでやり取りはしているけれど、なかなか皆様とお会いする機会がない…ということで、少しでも生活困窮者自立支援室のメンバーを知ってもらいたいという思いから、こちらのコーナーを立ち上げました。皆様にお目にかかる日を楽しみにしています！



【米谷あづみ】

- 出身地：神奈川県横須賀市
- 主な担当業務：就労支援
- 最近のマイブーム：職場から東京駅まで歩く、スヌーピーグッズ探し
- 個人的失敗事例
 - ①アマゾンの返品をクロネコヤマトで手続きしたら「こんなに返品する人初めてみました。」と言われた。
 - ②炊飯器でお米が炊けなかった。
- 次年度達成したいこと：5キロ走れるようになること



【蔦谷真希】

- 出身地：東京都足立区
- 主な担当業務：貸付・自立相談支援・家計改善支援
- 最近のマイブーム：焼き芋作り
- 個人的失敗事例
 - 娘の学用品の名前付けで、何も分からずナイロン生地にアイロンでつけてしまい、生地がくしゃくしゃに縮んだ上に異臭を放っていた
- 次年度達成したいこと：腹筋を割ること

◆ 令和5年4月、住居確保給付金の運用が大きく変わります

住居確保給付金については、コロナ禍における特例的な対応を一部恒久化するとともに、自立支援機能の強化等を図るための見直しを行いました。

各自治体におかれましては、省令、自治体事務マニュアル等の改正内容に従って対応をお願いします。

【主な見直し内容】

- ・ 併給調整→ 職業訓練受講給付金との併給が可能に（コロナ特例の恒久化）
- ・ 再支給→ 本則による再支給（最大9か月）について、解雇された者だけでなく、シフト減等により収入が減少し、離職・廃業後と同程度の状態にある者も対象に（コロナ特例の3か月の再支給は廃止）
- ・ 収入算定方法→ 児童扶養手当、児童手当等の特定の目的のために支給されている手当等を収入から算定除外
- ・ 求職活動要件→ コロナ禍における活動回数等の緩和特例を廃止
自営業者の場合は、一定期間、ハローワークへの求職活動に代え、事業再生のための活動（経営改善活動）でも可に

● 本年4月以降の求職活動・自立相談支援機関における面談等の回数について

令和5年4月以降の住居確保給付金の求職活動要件については、新型コロナウイルス感染症感染拡大等の影響下における緩和措置を廃止します。

詳細は、「令和5年4月以降の住居確保給付金における求職活動要件及び住居確保給付金の受給終了者に対する適切な支援の実施について」（令和5年2月28日付け厚生労働省社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室事務連絡）をご確認ください。

● 自営業者の求職活動要件は、就職活動のほか、経営改善活動も認められます

自営業者の求職活動要件については、よろず支援拠点、商工会議所、商工会等の公的な経営相談先において、面談などの経営改善に関する支援を受け、自立に向けた活動を行うことも可能とします。

各自立相談支援機関においては、管内の各経営相談先の窓口を把握したうえで、該当する相談者に対し、経営相談先について丁寧に説明し、経営相談先へ適切につないでいただきますようお願いいたします。

経営相談



東京都よろず支援拠点へお邪魔し、
自営業者の支援について連携するための
意見交換を行いました！

◆ 就労訓練事業の活用促進でSDGsに貢献（経済団体等への協力依頼）



就労訓練事業の活用等は、SDGsの目標である「1 貧困をなくそう」や「8 働きがいも経済成長も」などの取組に資するものと考えられます。そこで、厚生労働省では、こうした観点から、経済団体等に対して、就労訓練事業の活用促進について周知の依頼を行いました。

この依頼も参考に、自治体のご担当者におかれましても、就労訓練事業所の開拓等を行う場合は、個別の事業所だけでなく、地域の経済団体等にも積極的にアプローチしていただきますようお願いいたします。



就労訓練事業について
詳しくはこちら！

◆ 今こそ、電気・都市ガス事業者との連携体制の構築を



今般、新型コロナウイルスの影響を踏まえた電気・ガス料金の5か月の支払猶予等が、段階的に縮小されることになりました。

これまで、一部の電気・都市ガス事業者には、生活困窮者について料金未払による供給停止に関し柔軟に対応したり、生活困窮により料金の支払いが困難であるとの相談を受けた際に自立相談支援機関の窓口を案内したりする等の対応を行っていただいていたところです。今後も、電気・都市ガス事業者に相談に来るなどした生活困窮者を確実に支援につなげるため、本年2月28日に通知した連携マニュアル（参考②）等を参考に、管内の電気・都市ガス事業者との連携体制の構築・強化をお願いします。

!! 連携への3ステップ !!

- Step 1 電気・都市ガス事業者からの相談、情報提供等に応じる窓口の設定
- Step 2 管内の電気・都市ガス事業者の営業所等に生活困窮者自立支援制度を周知
- Step 3 事業者から生活困窮者への制度周知の方法、窓口への情報提供の方法等の調整・周知

（参考）

- ① 新型コロナウイルス感染症の影響を受け、電気・ガス料金の支払いが困難な皆様へ（令和5年2月28日付け経済産業省プレスリリース）
- ② 生活困窮者自立支援制度と電気・都市ガス事業との連携について（令和5年2月28日付け厚生労働省社会・援護局地域福祉課長等通知）
- ③ 電気・都市ガス料金の支払猶予等の段階的縮小に伴う生活困窮者自立支援制度と電気・都市ガス事業との連携の推進について（協力依頼）（令和5年2月28日付け厚生労働省社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室事務連絡）



①はこちらも
ご覧ください！

◆ まもろうよ こころ

～自殺対策施策との連携であなたもゲートキーパー！～



3月は、自殺対策強化月間です。生活困窮は自殺の背景ともなりうるものであることから、生活困窮者自立支援制度と自殺対策とが連携することが重要になります。

また、本年1月から緊急小口資金等の特例貸付の順次償還が開始し、償還免除の相談等も実施されているなかで、引き続き多くの生活困窮者と接点を有する生活福祉資金貸付制度と自殺対策とが連携することも重要です。

そこで今般、自殺対策施策との連携について示した通知を改正し、生活福祉資金貸付制度も連携対象に追加するとともに、記載内容を最新の情報に更新しました。新たに添付した連携のイメージ（通知別添4）も参考に、自殺対策施策との連携をお願いします。

!! 連携への3ステップ !!

- Step 1 研修資料（参考①）を活用し、自殺の危険を示すサインやその対応方法等を学ぶ
- Step 2 連携先となる管内の自殺予防に関する相談窓口を確認
- Step 3 対象者のつなぎ方や、自殺予防に関する相談窓口における自立相談支援事業等の利用勧奨の方法等を調整

（参考）

- ① 厚生労働省ホームページ「ゲートキーパーになろう！」
- ② 「生活困窮者自立支援制度と自殺対策施策との連携について」の一部改正について（通知）（令和5年3月20日付け厚生労働省社会・援護局地域福祉課長等通知）

①▶



②▶



◆ ニュースレターへの掲載内容を募集します！

次年度以降、ニュースレターの内容を充実させ、より皆様のお役に立てるような情報発信をするため、掲載内容を募集したいと思います。

以下ページよりアンケートにお答えいただけますと幸いです。

- ・こんなことで困っているんだけど、他のところではどうしているの？
- ・是非、うちの取組を広めたい！
- ・生活困窮者自立支援室のアノ人を紹介してほしい！

などなど、小さなことで構いません。ご意見お待ちしております。

※多数ご意見をお寄せいただいた場合、全てを掲載できない可能性があることをご了承ください。

【アンケート掲載先】

- One Public（自治体職員限定）
アンケート名「ニュースレターへの掲載内容募集（生活困窮者自立支援室）」
- 困窮者支援情報共有サイト～みんなつながるネットワーク～（自治体ごとのIDでログイン）
お知らせコーナーに掲載しております。

本年度も大変お世話になりました。
次年度もよろしくお願いします。

